

第2章 弁護士人口の将来予測（シミュレーション）

1 弁護士人口の将来予測

次の表は、「弁護士人口の将来予測（シミュレーション）」を行ったものである。この予想を行う前提として、2010年まで司法試験合格者が順次増加し、同年に3,000人となった後は3,000人を維持した。過去の統計から、司法修習を終了した者の数と、弁護士会の新規登録者（司法修習生、元判事、元検事、その他）の数の割合が100対95であることを前提としている。そして、43年前に司法修習を終了した者と同数の者が、43年後に法曹でなくなり（死亡、引退）、その内の95%が弁護士であると仮定した。

同シミュレーションによれば、法曹人口は2018年に55,626人となり、弁護士人口は50,027人となる。これは司法制度改革審議会意見書の予想とほぼ同じである。その後も年間司法試験合格者3,000人を維持していくと、法曹人口総数は、2056年に135,465人になるまで増え続け、ここで新規資格取得者と法曹でなくなる者が均衡し、安定する。このときの弁護士人口は123,484人と予想される。

弁護士1人あたりの国民数は、日本の総人口が減少することと相まって、2043年には1,000名を切ることになる。この数は、フランス（2005年＝1,488人）、ドイツ（2005年＝623人）の間くらいの数である。日本の総人口は、2005年には1億2,700万人であるが、これが2051年には1億人を切ると予想されている。

西暦	年号	法曹三者の 総人口	新設法曹 資格者	43年前 修習修了者	弁護士人口	弁護士 増加数 (前年比)	国民人口 推計 (単位千人)	弁護士 1人あたりの 国民数
2005	平成17年	26,067	1,187	365	22,059	885	127,708	5,789
2006	平成18年	27,098	1,396	441	22,966	907	127,741	5,562
2007	平成19年	29,107	2,450	478	24,840	1,873	127,733	5,142
2008	平成20年	31,179	2,550	484	26,802	1,963	127,686	4,764
2009	平成21年	33,395	2,700	511	28,882	2,080	127,599	4,418
2010	平成22年	35,734	2,850	516	31,099	2,217	127,473	4,099
2011	平成23年	38,218	3,000	512	33,463	2,364	127,309	3,804
2012	平成24年	40,706	3,000	506	35,832	2,369	127,107	3,547
2013	平成25年	43,200	3,000	495	38,212	2,380	126,865	3,320
2014	平成26年	45,705	3,000	493	40,594	2,382	126,585	3,118
2015	平成27年	48,212	3,000	506	42,963	2,369	126,266	2,939
2016	平成28年	50,706	3,000	543	45,297	2,334	125,909	2,780
2017	平成29年	53,163	3,000	537	47,637	2,340	125,513	2,635
2018	平成30年	55,626	3,000	484	50,027	2,390	125,080	2,500
2019	平成31年	58,142	3,000	463	52,437	2,410	124,611	2,376
2020	平成32年	60,679	3,000	465	54,845	2,408	124,107	2,263
2021	平成33年	63,214	3,000	454	57,264	2,419	123,570	2,158
2022	平成34年	65,760	3,000	484	59,654	2,390	123,002	2,062
2023	平成35年	68,276	3,000	499	62,030	2,376	122,406	1,973
2024	平成36年	70,777	3,000	483	64,421	2,391	121,784	1,890
2025	平成37年	73,294	3,000	436	66,857	2,436	121,136	1,812
2026	平成38年	75,858	3,000	447	69,283	2,425	120,466	1,739
2027	平成39年	78,411	3,000	450	71,705	2,423	119,773	1,670
2028	平成40年	80,961	3,000	448	74,129	2,424	119,061	1,606
2029	平成41年	83,513	3,000	482	76,522	2,392	118,329	1,546
2030	平成42年	86,031	3,000	470	78,925	2,404	117,580	1,490
2031	平成43年	88,561	3,000	489	81,311	2,385	116,813	1,437
2032	平成44年	91,072	3,000	506	83,680	2,369	116,032	1,387
2033	平成45年	93,566	3,000	508	86,047	2,367	115,235	1,339
2034	平成46年	96,058	3,000	506	88,417	2,369	114,425	1,294
2035	平成47年	98,552	3,000	594	90,702	2,286	113,602	1,252
2036	平成48年	100,958	3,000	633	92,951	2,249	112,768	1,213
2037	平成49年	103,325	3,000	699	95,137	2,186	111,923	1,176
2038	平成50年	105,626	3,000	720	97,303	2,166	111,068	1,141

2039	平成51年	107,906	3,000	726	99,463	2,160	110,207	1,108
2040	平成52年	110,180	3,000	729	101,621	2,157	109,338	1,076
2041	平成53年	112,451	3,000	744	103,764	2,143	108,465	1,045
2042	平成54年	114,707	3,000	794	105,859	2,096	107,589	1,016
2043	平成55年	116,913	3,000	1,530	107,256	1,397	106,712	995
2044	平成56年	118,383	3,000	975	109,180	1,924	105,835	969
2045	平成57年	120,408	3,000	968	111,110	1,930	104,960	945
2046	平成58年	122,440	3,000	1,005	113,005	1,895	104,087	921
2047	平成59年	124,435	3,000	1,183	114,732	1,726	103,213	900
2048	平成60年	126,252	3,000	1,188	116,453	1,721	102,339	879
2049	平成61年	128,064	3,000	1,499	117,879	1,426	101,466	861
2050	平成62年	129,565	3,000	1,500	119,304	1,425	100,593	843
2051	平成63年	131,065	3,000	1,500	120,729	1,425	99,719	826
2052	平成64年	132,565	3,000	1,600	122,059	1,330	98,840	810
2053	平成65年	133,965	3,000	2,300	122,724	665	97,956	798
2054	平成66年	134,665	3,000	2,500	123,199	475	97,067	788
2055	平成67年	135,165	3,000	2,700	123,484	285	96,171	779
2056	平成68年	135,465	3,000	3,000	123,484	0	95,268	772

【この表の見方】

1. 法曹三者の総人口 = 前年の法曹三者の総人口 + 新規法曹資格者 - 前年の 43年前修習終了者 として算出。
2. 法曹資格取得者は43年後に法曹でなくなる（死亡、引退）と仮定した。
3. 弁護士人口 = 前年の弁護士人口 + 弁護士増加数（前年比）として算出。（2005年の弁護士人口は、2005年12月31日現在のもの）
4. 弁護士増加数（前年比） = 同年度の司法修習修了者数の95%に当たる割合で弁護士数が増加すると仮定した。これは司法修習を終えた者の95%が弁護士になるという意味ではなく、司法修習修了者と元判事、元検事、その他のルートで弁護士になったものの合計が、その年の司法修習修了者の数の95%に当たる数に相当すると仮定したものである。95%という数字は、過去の平均値を用いた。そして、43年前の司法修習修了者の95%が最終的に弁護士となっており、その者が43年後に死亡、引退などで弁護士ではなくなると仮定した。なお、2005年の数値は実数である。
5. 2005年度の法曹三者の総人口は、同年12月31日現在の弁護士数（正会員）に裁判官、検察官の定員（簡裁判事、副検事を除く）を足したものである。
6. 弁護士1人あたりの国民数は、国民人口推計を 弁護士人口で除して算出した。
7. 国民人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（中位推計）」（2002年1月推計）によるもの。

司法修習生考試に関する資料 (最高裁判所より受領した情報による。)

考試実施年度	採用年度	期	応募者数	合格者数	本考試に合格できなかった者の数	備考
平成9年度	平成7年度	49期	720	717	3	
平成10年度	平成8年度	50期	727	722	5	
平成11年度	平成9年度	51期	729	729	0	
平成12年度	平成10年度	52期	743	740	3	
	平成11年度	53期	789	770	19	
平成13年度	平成12年度	54期	979	963	16	
平成14年度	平成13年度	55期	990	979	11	
平成15年度	平成14年度	56期	1006	995	11	
平成16年度	平成15年度	57期	1183	1137	46	
平成17年度	平成16年度	58期	1189	1158	31	
平成18年度	平成17年度	59期	1493	1386	107	(今年度)

注：本考試に合格できなかった者の数には、合格留保者及び病気等により考試の全部または一部を欠席した者が含まれる。

各種求人採用動向調査結果一覧

弁護士業務総合推進センターアンケートより

	2007年度新規登録弁護士数(推定)		2007年度求人数(推定)	
	最小	最大	最小	最大
法律事務所	2160名 ~ 2250名 (詳細は、別紙参照)		1700名 ~ 2100名 (詳細は、別紙参照)	

	対象	回答数(a)	採用を考えている企業数 (b)	割合 (b) ÷ (a)	今後5年間の採用予定
国内企業	3795社 (一部上場、二部上場、ジャスダック、マザーズ、ヘラクレス、非上場(生損保の一部、マスコミ等))	1019社	49社 (1人採用してから考える と答えた企業14社含む)	4.81%	45名 ~ 120名
外資系企業	1457社 (東洋経済新報社の 選んだ主要企業)	202社	11社 (1人採用してから考える と答えた1社を含む)	5.45%	13名 ~ 30名
自治体	849機関 都道府県と全国の市 以上(東京23特別区 を含む)	369機関	7機関 (1人採用してから考える と答えた4団体と、検討 中、検討したいと答えた 3団体)	1.90%	0名 ~ 7名
官庁	46省庁	28省庁	5省庁 外務省、法務省、財務省 財務局、公正取引委員 会、金融庁	17.86%	42名 ~ 50名強

今後5年間の採用予定合計 100名 ~ 207名強

注 外資系企業及び自治体アンケートは、2006年10月末現在の仮集計状況

弁護士求人アンケートの分析結果および対策についての日弁連コメント

2006年8月23日

日本弁護士連合会

1. この度、当連合会として初の試みである弁護士求人アンケートを実施し、ここにその分析結果を公表します。

2. 弁護士会は、司法修習における実務修習等の活動を担い、法科大学院においては約1000人の実務家教員を送りだし、これまで法曹養成に貢献してきました。後進の養成は弁護士会の根幹にかかわることであり、重大な責務と認識しております。また、弁護士事務所への就職を志望する司法修習終了者が、しっかりと弁護士事務所でオン・ザ・ジョブ・トレーニングを積むことが大事です。

3. 本年度（59期）は、求人数からの予測からは、約1200人強の弁護士事務所への就職志望者が、ほぼ就職を果たせるのではないかと分析しています。

来年度（60期）は、現60期司法修習生と法科大学院出身者で新司法試験合格者である新60期司法修習生の修習終了者は、本年度と比較して合計約1000人増加すると推測されます。アンケートによって、求人に関する有用な情報を入手できましたが、現段階では未だ多数の弁護士事務所が60期の採用計画を決めていないことや、採用予測をする上で数多くの考慮すべき要素があることから、現時点において確度の高い求人数の予測はできませんでした。しかしながら、現時点においては、弁護士事務所就職希望者数より求人数の方が下回っている可能性が大きいと考えます。

4. 当連合会・弁護士会は、業務基盤を確立し安定した求人数を確保するために、今後採用促進に向けて次のとおりの対策を講じます。

第1は、求人情報について、当連合会と弁護士会とが有機的に接続された効果的なシステム化を図り、ことに本アンケートで得られた情報も掲載して、修習生の求職情報にマッチするように工夫します。

第2は、できるだけ多くの弁護士会または弁護士会連合会で就職説明会を効果的に開催し、多くの事務所の参加を呼びかけ、直接面談できる機会を拡げる工夫をします。

第3は、弁護士の大都市偏在に対処するため、中小規模会には、採用倍増運動等を要請し、さらに、採用促進を図るために、独立開業支援や新人弁護士のサポートなどの態勢を弁護士会として敷いてもらうよう、強力に働きかけます。

第4は、勤務弁護士採用によるメリットを訴え、採用意欲を高める運動をします。ことに総事務所数の70%を占める1人事務所の採用動向が重要であり、採用促進に向けた取り組みを強力に進めます。また弁護士事務所承継も併せて重要なテーマとして採りあげます。

その他、弁護士協同組合と連携して開業や事務所移転資金の貸付制度の充実も検討しております。

5. 当連合会・弁護士会としては、以上のような対策を講じますが、司法研修所や各地の法科大学院に対しても採用促進への協力を要請し、また最高裁判所・法務省に対して、裁判官不足、検察官不足解消の必要性の観点からも、任官者の増員を訴えていきます。また、企業・行政機関等に雇用される弁護士の増大も重要な課題です。

このように、司法全体の容量の拡充に向けての取り組みを継続していくことがこれまで以上に求められると認識しています。

6. 2008年度以降も、修習終了者は増加を続け、2011年頃には修習終了者3000名に達し、求人確保の課題は継続します。弁護士事務所における新人採用の潜在能力を引き出し、また4項及び5項の対策を講じ、そしてそれを継続することにより、求人確保に取り組みたいと考えております。

本年度の実績や2007年度の内定状況を見据えて、2008年度以降の対策を検討します。

7. 当連合会は、本年6月、弁護士業務総合推進センターを創設し、その中に弁護士就職問題、弁護士の大都市偏在・過疎問題、弁護士情報提供・紹介制度、法的ニーズ・法曹人口調査検討などの課題に対して10を超えるプロジェクトチームを設置し、弁護士業務の推進・拡充に向けて一丸となって取り組んでおります。

今次の司法改革の実現は、新規法曹の大幅増加という司法の人的基盤の拡充がベースであり、出発点となっています。

当連合会は、弁護士的大幅増員に呼応して、法的ニーズの掘り起こしを図り、法化社会の実現に向けての第一歩を踏み出したところです。今後、企業や行政機関にも法曹需要や法的ニーズの調査や採用促進の要請を行ってまいります。日本司法支援センター開業によって喚起されるであろう需要への取り組みについても、一丸となって取り組んでまいります。

当連合会・弁護士会は法の支配の一層の拡充と司法アクセスの一層の改善を達成するためにも、今こそ全会挙げて弁護士業務推進のための様々な活動を展開してまいり所存です。

弁護士業務総合推進センター委員 各位

同センター本部長代行 飯田 隆

弁護士求人アンケートの分析結果と対策

1. アンケートの目的

2007年には、現60期（9月初旬終了）および新60期（法科大学院卒・11月末頃終了）の修習終了者約2400人から2500人のうちの約9割が、弁護士事務所への就職を希望する見込みである。

そしてそれ以降も増加し、2011年頃には修習終了者が3000人に達する予定である。

過去10年間に、毎期の司法修習生数は約800人漸増したが、2007年には前年比約1000人の増員となる。

後進の養成（しかも修習期間が1年、もしくは1年4ヶ月に短縮され、益々オンザジョブトレーニングの比重が高まっている）は弁護士会の根幹といえる責務であるとともに、安定した業務基盤を用意し魅力ある職業であることを示すためにも、求人を確保するための早急な対策の必要性に迫られている。

本アンケートは、かかる状況のもと、弁護士事務所の今後の勤務弁護士採用動向を調査するとともに、併せて採用を促進する方法を探ることを目的として実施されたものであり、弁護士会としても初めての試みである。（資料1 アンケート表）

2. アンケートの実施と回答率

(1) アンケートは、本年5月下旬から7月上旬にかけて、全国の弁護士宛（回答は事務所単位）に行われた。回答率は全事務所中28.40%と、アンケート集計としては例を見ない高率となった。弁護士会別の回答率は表1であり、便宜上、大規模会（東京三会・大阪）、中規模会（事務所数200以上の会）、小規模会（同200未満の会）に3分類した場合の回答率は表2である。事務所規模の分類による回答率は表3である。

(2) 回答率は、小規模会ほど高く、また所属人数が多い事務所ほど高くなる傾向が顕著である。アンケートに答えた事務所は、採用問題に関心があるまたは採用の可能性がある事務所が多い（顕名回答からも判断される）ことから、所属人数の多い事務所の回答率が高いことは、複数が所属する事

務所ほど採用意欲が高いこととの関連性がうかがえる。

大規模会は、母数が大きく回答率が低率になることはやむを得ない面があるものの、回答数としては全体回答数の 42.4%であり、東京三会・大阪に所属する弁護士が全国弁護士数の 61.9%を占めることからすると、ほぼ全国平均的に回答が得られたといえる。

3．2006 年度及びその後の採用動向

(1)アンケート集計は表 4 のとおりである。

<表の見方>

東京弁護士会を例にとると、回答数 = 回答した事務所数は 460。経営弁護士 1,056 人（共同経営者は平均 2.3 人ということになる）アソシエート（勤務弁護士）990 人、所属人数 2,046 人（1 事務所当り平均 4.4 人所属）の事務所が回答した。

2005 年は、58 期 157 人、その他（58 期以外）57 人合計 214 人が採用された。2006 年の採用予定は、59 期 200 人、その他 45.5 人、うち内定 155 人で合計 245.5 人が採用予定とされている（小数点は「4 人～5 人」と幅をもった回答につき最小と最大の平均値を採ったことによる）。

(2)2006 年度（本年度）の採用見込

2006 年度の採用予定数は 59 期 904.5 人、その他 162 人、合計 1,066.5 人である。

2005 年度の実績値（2005 年）によると、現実に弁護士登録した人数が 961 名のところ、58 期採用のアンケート項目に「採用した」と回答した人数が 588 名であり、すなわち採用した事務所のうち約 60%が本アンケートに回答していることになる。

これを 2006 年度全体の採用予定数に割り戻す（0.6 で除す）と、59 期約 1500 人（ $905 \div 0.6$ ）、その他 270 人（ $162 \div 0.6$ ）となり、2006 年度は計 1770 人前後の採用予定（求人）があると推測できる。

他方、59 期の弁護士志望者は 1213 人強（表 5。ただし判・検任官者数が 270 人を下廻ると弁護士志望者は増える）と予想され（このうち若干数の独立開業者が除かれる）2006 年度においては、弁護士志望者数と求人数とでは、求人数の方が上廻っていると予測される。

(3)2007 年度の採用予測

2007 年度の採用予定数（全体）は、60 期（現 60 期・新 60 期合わせて）875 人、その他 105 人、計 980 人となっている。

2006 年（計 1054 人）より若干減少してはいるが、60 期の就職活動ことに新 60 期のそれはまだ始まっていないことや、戦略的に事務所増員計

画をもたない多くの事務所にとっては、本年秋以降が本格的に採用を検討する時期になると思われることなどを考慮すると、修習終了者について現段階の求人数でほぼ本年度並みの数値が得られたことは、本年度以上の求人が潜在的には存在していることを示すものと考えられる。

それでは、60期の採用予測数としてはどのように考えられるか。それには、次の諸要素を考慮する必要がある。まず、司法修習終了者数は、対59期比では約1000人増と推測される。判事補・検事の任官者数については、表5は過去5年間の平均値割合からの推測数であるが、60期の実際の任官数はこれを相当下回ることが予測される。弁護士事務所の求人数については、記載の通り、本年度並の求人数（約1500人）は維持され、さらにそれ以外にも潜在的な求人が存在していると考えられるが、かかる潜在的求人数は把握出来ない。他方で、本年度採用予定があったが採用を達成できなかった事務所（数値上、その求人数は約250人～300人程度となる）においては、そのかなりの部分が再度60期採用に向かうであろうと考えられる。

表5によると、過去5年間、需給バランスはおよそとれていたといえる。そして、2005年から2006年の弁護士志望者300人増に対し、2006年度においては前述の予測のとおりこれを吸収できる見込みであり、300人程度の求人の自然増があったことになる。2000年度（52期・53期）に、修習期間短縮の関係で一挙に約700人増（1999年51期比）の修習生を吸収できた過去の例もあるが、今後毎年300人の求人の自然増が当然に見込まれるとすることは楽観的に過ぎるであろう。他方で、自然増としてここ数年は概ね100人増の実績があったことを踏まえると、当面は100人～300人の間での求人の自然増があることが予測される。

上記のとおり、採用予測をする上で数多くの考慮すべき要素があることから、現時点において確度の高い求人数を予測することは出来ない。しかしながら、現時点においては、弁護士事務所就職希望者数より求人数の方が下まわっている可能性が大きいと考えられる。

(4)新60期についての分析

60期全体の採用予定数875人の内訳は、現60期216人、新60期133人、内訳なし（どちらでも良いという趣旨と解される）526人である。アンケート時点で現・新の内訳を回答した事務所は、既に内定している場合か、特に意識的に指定した場合と考えられる。就職活動が先行している現60期に内定者が多いと推測されるものの、現時点ではどちらでも良いという回答が60%を占めており、内訳回答数も概ね現60期約1500人、新60期約1000人という修習生の比率にほぼ見合っており、新60期に関して際立った特徴はうかがえなかった。

アンケート時の現 60 期・新 60 期の内訳の開き（平均約 1.6 倍）を会規模別（表 6）、事務所規模別（表 7）にみると小規模会ほど大きく（大 1.5 / 中 1.7 / 小 3.0 倍）、小規模会への新 60 期の浸透度が低いこと、また大規模事務所（100 人以上）に新 60 期についての積極的な採用動向があることがうかがわれる。

- (5) 2008 年度以降 5 年間の採用見込みとして、「5 年間に何人くらい採用が見込まれるか（Q5）」については、大規模会 1880 人 / 中規模会 477 人 / 小規模会 487 人、合計 2909.5 人との結果である。

単純に年間平均 580 人の採用予定として、(2)の結果を踏まえて 60%の割戻しをしてみると年間平均 966 人にしかならない。この人数は、2006 年度の求人予測数を大幅に下回るものであって、将来の採用計画について検討が未だ十分にはなされていないことを示しており、今後の採用動向を合理的に推測するデータにはなり得ないと考える。ただし、計画的増員の傾向を示す大事務所（100 人以上）は、5 年間で 585 人、年間平均 117 人であり、これは 06 年度の採用予定数とほぼ同じである。なお大事務所 6、中 4 の回答を得ており、6 事務所に引直すと 880 人となり、年間平均 176 人となる。

- (6) 1 人事務所の採用動向（表 1 2）からは、ことに小規模会において採用に前向きな事務所が大幅に増加していることが見受けられる。これまでも潜在的な求人意欲があり、司法試験合格者大幅増員を機にこれが顕在化したと推測される。

4. 採用を可能とする条件について

- (1) 修習終了予定者の採用時の年俸額は表 8 のとおり、平均給与（年額）金 615.09 万円であり、600 ～ 700 万円の層に多くが集中している。

これに対し、「今後採用できる或いは採用を増やせる」ための採用可能条件の第 1 位は、「年俸が低くてもよいなら」で、38.8%を占める（表 9）。かかる回答をした事務所の「どの位の給与であればよいか」に対する回答は、表 8 のとおり、平均して年俸 453.24 万円、400 万円から 600 万円の層に集中している。

- (2) 採用可能条件の第 2 位が「スペースを広くしたら」ということであり、大規模会ではスペース問題が大きなネックとなっていることが窺われる（表 1 0）。ことに 1 人事務所ではこの理由が大きく（表 1 1）、スペース問題が解消すれば（即ち、移転が可能となれば）採用できるとする層は、かなり多く、潜在的な求人層は厚いことを示すものとして注目される。

- (3) 「すぐには採用できないが、若手弁護士が地元を開業する場合は協力できる」との回答が、450 事務所、26.6%あり、ことに小規模会では際立って多い(表 10)。

修習終了者が 1 人ないし複数で小規模会で独立開業し、これに対し地元単位会が支援態勢を組んで物心両面の支援をしていくという新人事務所の形態の新しい可能性を示すものとして注目される。

- (4) 「給与なし(個人事件受任可)で事務所の事件毎に歩合を支払う形態であれば採用可」との回答数 449 通、26.5%である。

これまでも勤務弁護士が事務所内で事実上独立し共同事務所に移行していくステップとしてみられたものであるが、これを前倒し的に、新規採用条件として採り入れられていく可能性を示すものである。

なお、パートタイムや期限付であればという採用条件は、4~5%の回答に止まり、実践的ではないと考えられる。

5. 分析結果のまとめ

- (1) 本アンケートの分析結果からは、現時点においては、07 年度における確度の高い求人数を予測することは出来ない。加えて、弁護士事務所就職希望数は、任官者の数や法科大学院卒の修習終了者の進路動向によっても変動する。今後、企業・行政庁等における法曹の需要調査(弁護士経験者の採用増大は、その分、修習終了者の弁護士事務所採用が増えることにつながる)の実施を予定しているが、本アンケートはこれらの法曹需要を反映しているものではない。また、今回の求人予測には、本アンケートに示された多様な採用条件を折込んだものではない。さらに、本年 10 月 2 日より日本司法支援センターが業務を開始し、コールセンターによる新たな法的ニーズの喚起や被疑者国選弁護制度の開始による業務増大が想定されるところ、今回の求人予測には、これらは織り込まれていない。

しかしながら、2007 年度については、現時点においては、弁護士事務所就職希望者数より求人数の方が下まわっている可能性が大きく、求人数増大に向けて積極的な対策が必要とされている。

- (2) 08 年以降については、アンケート分析によると、05~07 の 3 年間採用予定のない事務所は、それ以降の採用見込みも著しく低下するのに比し、3 年間に採用実績ある事務所はそれ以降の採用見込みが高くなっている(表 13)。本アンケートの結果では、1 人事務所の採用意欲が高いことは注目すべきであり、また、採用実績のある事務所が増加することが、その後の積極的な採用につながると考えられる。

- (3) 採用可能とする諸条件を求人情報として整理し、求人情報を修習生の求職情報にマッチングさせるシステムを早急に立ち上げる必要がある。また、ことに新60期及びそれ以降の期の就職活動の開始時期とそのあり方や各弁護士会主催の就職説明会などについても大いなる工夫と再検討を要する。大都市への就職志望が集中する傾向を緩和する効果的な対策も講じられなければならない。

6. 日弁連・弁護士会の行うべき対策

日弁連・弁護士会は、業務基盤を確立し安定した求人数を確保するために、今後採用促進に向けて次の対策を行う必要がある。

第1は、求人情報について日弁連と弁護士会とで有機的に接続された効果的なシステム化を図り、本アンケートに示された採用条件も掲載して、修習生の求職情報にマッチするように工夫をする。

第2は、できるだけ多くの弁護士会または連合会で就職説明会を効果的に開催し、多くの事務所の参加を呼びかけ、直接面談する機会を拡げる工夫をする。

第3は、弁護士の大都市偏在に対処するため、中小規模会には、採用倍増運動等を要請し、さらに、採用促進を図るために、独立開業支援や新人弁護士のサポートなどの体制を会として敷いてもらうよう強力に働きかける。

第4は、勤務弁護士採用によるメリットを訴え、採用意欲を高める運動をする。ことに総事務所数の70%を占める1人事務所の採用動向が重要であり、採用促進にむけた取り組みを強力に行う。また、弁護士事務所承継も併せて重要なテーマとして採りあげる。

その他、弁護士協同組合と連携して開業や事務所移転資金の貸付制度の充実も検討する。さらに、司法研修所や各地の法科大学院に対しても採用促進への協力を要請し、また最高裁・法務省に対して、裁判官不足、検察官不足解消の必要性の観点からも任官者の増員を訴えていく必要がある。

今次の司法改革の実現は、新規法曹の大幅増加という司法の人的基盤の拡充がベースであり、出発点となっている。

日弁連・弁護士会は、法の支配の一層の拡充と司法アクセスの一層の改善を達成するためにも、今こそ全会あげて弁護士業務推進のための様々な活動を展開していかなければならない。

以上

弁護士求人アンケート分析結果 【資料・図表編】

【資料 1】アンケート用紙

【表 1】弁護士会別 アンケート回答率一覧

【表 2】会規模別 アンケート回答率内訳

【表 3】事務所規模別 アンケート回答率内訳

【表 4】弁護士会別 2005 年度採用実績と 2006 年度以降の採用予定数推移

【表 5】司法修習終了後の区分毎の割合

【表 6】会規模別 2005 年度採用実績と 2006 年度以降の採用予定数推移

【表 7】事務所規模別 2005 年度採用実績と 2006 年度以降の採用予定数推移

【表 8-1】現在の新卒年俸平均額と採用を可能とする年俸平均額

【表 8-2】現在の新卒年俸平均額内訳

【表 8-3】採用を可能とする年俸平均額内訳

【表 9-1】採用可能な採用条件，開業支援

【表 9-2】採用可能な採用条件，開業支援グラフ

【表 10-1】会規模別 採用可能な採用条件，開業支援

【表 10-2】会規模別 採用可能な採用条件，開業支援グラフ

【表 11-1】事務所規模別 採用可能な採用条件，開業支援

【表 11-2】事務所規模別 採用可能な採用条件，開業支援

【表 12-1】1 人事務所の採用数推移

【表 12-2】会規模別 1 人事務所の採用数推移

【表 13-1】3 年間採用の無い事務所の,2008 年度以降採用予定数

【表 13-2】3 年間に採用の有る事務所の,2008 年度以降採用予定数

2006年5月30日

会員各位

日本弁護士連合会
会長 平山正剛

弁護士大増員時代をむかえての

弁護士求人に関する緊急の調査のお願い

2007年には約2400人から2500人が司法修習を終了します。現在の約2倍の人数です。その大多数が弁護士登録することとなり、それ以降も弁護士登録する人は増加すると予想されます。

当連合会では、2007年以降の新規登録希望弁護士の就職問題について適切な対応策を検討・実施し、また法曹人口を検証するために、全国の弁護士求人に関する情報の調査をすることとしました。新規登録希望弁護士急増の問題は弁護士全体の緊急の課題です。会員の皆様のご協力をお願いいたします。

以下の質問にお答えいただき、**本年6月20日までにFAXでご回答ください。**
ご回答は、この問題についての今後の連合会および各弁護士の対応策を検討するため重要な基礎的情報となります。回答率が低いと調査としての意味が乏しくなります。さほど時間を要さずにお答え戴けると存じますので、必ずご協力いただきますようお願いいたします。

また、集計の重複を避けるため、一事務所について一つにまとめてご回答ください。
なお、このお願いは2006年5月1日現在の全会員に送付させていただいています。

二返信先 Fax 03-3580-9888 日弁連 業務1課 宛

=====質問事項=====

1 あなたの事務所の所属弁護士数は何人ですか

経営者弁護士（パートナー） _____人

勤務弁護士（アソシエート） その他 _____人

2 2005年度（2005年4月～2006年3月）の採用実績

58期（2005年10月修習終了） _____人

その他（既職者等） _____人

3 2006年度（2006年4月～2007年3月）の採用計画

59期（2006年10月修習終了） _____人採用予定

その他（既職者等） _____人採用予定

* うち内定しているのは何人ですか。 _____人

4 2007年度（2007年4月～2008年3月）の採用計画

60期（2007年8月下旬修習終了）および新60期（2007年11月下旬修習終了）

60期（新旧いずれかを問わず） _____人採用予定

（内訳があればご記入ください。60期 _____人 新60期 _____人）

その他（既職者等） _____人採用予定

※60期は、これまでの司法試験合格者1457名と法科大学院卒業後司法試験合格者約900～1100名程度のうち、来年度修習終了した者が就職希望します。

5 2008年度以降5年間の採用見込み（既職者を含む）があればお示し下さい。

5年間で _____人くらい

6 新卒（修習終了予定者）の採用条件はどうなっていますか。

給与・報酬（年俸額） 約 _____万円

個人事件受任 ☐可 ☐不可/弁護士会費別途支給 ☐有 ☐無

7 どのような採用条件・勤務形態であれば、今後採用できる或いは増やせると考えられますか。（複数回答可）

☐ 年俸が低くてもよいなら（約 _____万円くらい）

☐ 事務所スペースを広くしたら（約 _____坪くらい）

☐ パートタイム（週 _____日くらい）でよければ

☐ 給与なし（個人事件受任可）で、事務所の事件毎に歩合を支払う形態であれば

☐ 勤務期間を限り（約 _____年）、その後は独立するというのであれば

☐ すぐに採用できないが、若手弁護士が地元に関業する場合は協力できる

協力の内容：☐提携（共同）する ☐事件紹介 ☐指導・助言
☐ その他 _____

☐ その他（自由にご記入ください。）

弁護士会名： _____ 弁護士会

事務所名： _____（差し支えあれば匿名でも構いません）

氏 名： _____（差し支えあれば匿名でも構いません）

※このアンケートへのご回答は個人情報として取り扱い、取寄目的のみに使用されるものとします。いかなる意味においても貴事務所に拘束するものでもなく、ご回答中の情報や分析結果が母務所及び回答者が特定されるような形で公表・開示されるものではありません。したがって、可能な限り匿名にてお願いいたします。

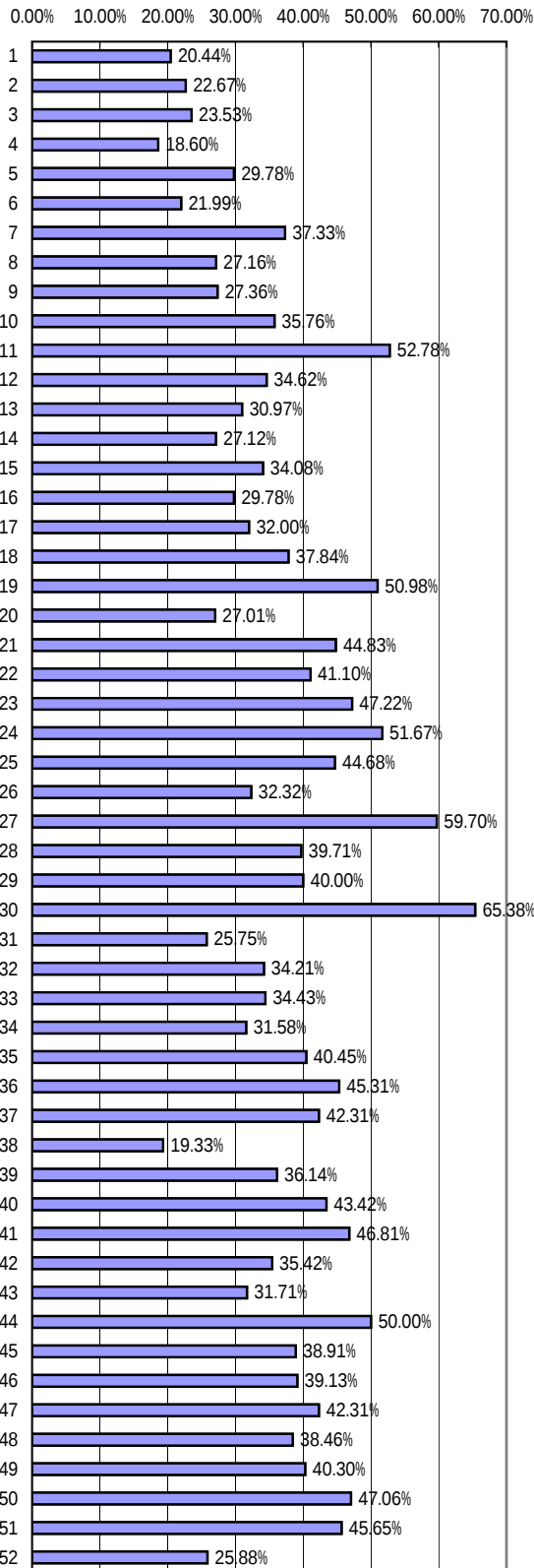
お問い合わせ先：03-3580-9824（業務1課）

法律

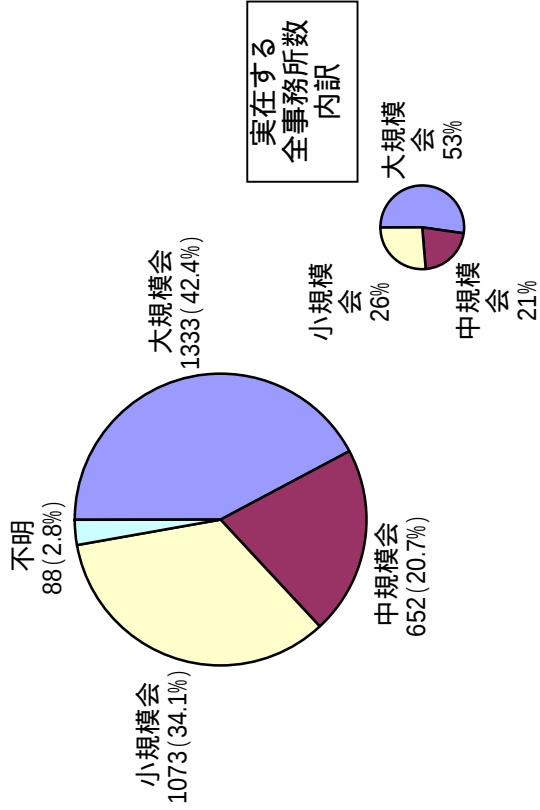
1

【表1】 アンケート回答率一覧(弁護士会別) 2006年7月20日現在

	事務所数	回答数計	対事務所 数回答率	
1	東京	2251	460	20.44%
2	第一東京	1041	236	22.67%
3	第二東京	1088	256	23.53%
4	横浜	484	90	18.60%
5	埼玉	225	67	29.78%
6	千葉県	191	42	21.99%
7	茨城県	75	28	37.33%
8	栃木県	81	22	27.16%
9	群馬	106	29	27.36%
10	静岡県	151	54	35.76%
11	山梨県	36	19	52.78%
12	長野県	104	36	34.62%
13	新潟県	113	35	30.97%
14	大阪	1405	381	27.12%
15	京都	223	76	34.08%
16	兵庫県	272	81	29.78%
17	奈良	50	16	32.00%
18	滋賀	37	14	37.84%
19	和歌山	51	26	50.98%
20	愛知県	559	151	27.01%
21	三重	58	26	44.83%
22	岐阜県	73	30	41.10%
23	福井	36	17	47.22%
24	金沢	60	31	51.67%
25	富山県	47	21	44.68%
26	広島	198	64	32.32%
27	山口県	67	40	59.70%
28	岡山	136	54	39.71%
29	鳥取県	25	10	40.00%
30	島根県	26	17	65.38%
31	福岡県	365	94	25.75%
32	佐賀県	38	13	34.21%
33	長崎県	61	21	34.43%
34	大分県	57	18	31.58%
35	熊本県	89	36	40.45%
36	鹿児島県	64	29	45.31%
37	宮崎県	52	22	42.31%
38	沖縄	119	23	19.33%
39	仙台	166	60	36.14%
40	福島県	76	33	43.42%
41	山形県	47	22	46.81%
42	岩手	48	17	35.42%
43	秋田	41	13	31.71%
44	青森県	38	19	50.00%
45	札幌	239	93	38.91%
46	函館	23	9	39.13%
47	旭川	26	11	42.31%
48	釧路	26	10	38.46%
49	香川県	67	27	40.30%
50	徳島	34	16	47.06%
51	高知	46	21	45.65%
52	愛媛	85	22	25.88%
	不明		88	
	計	11076	3146	28.40%



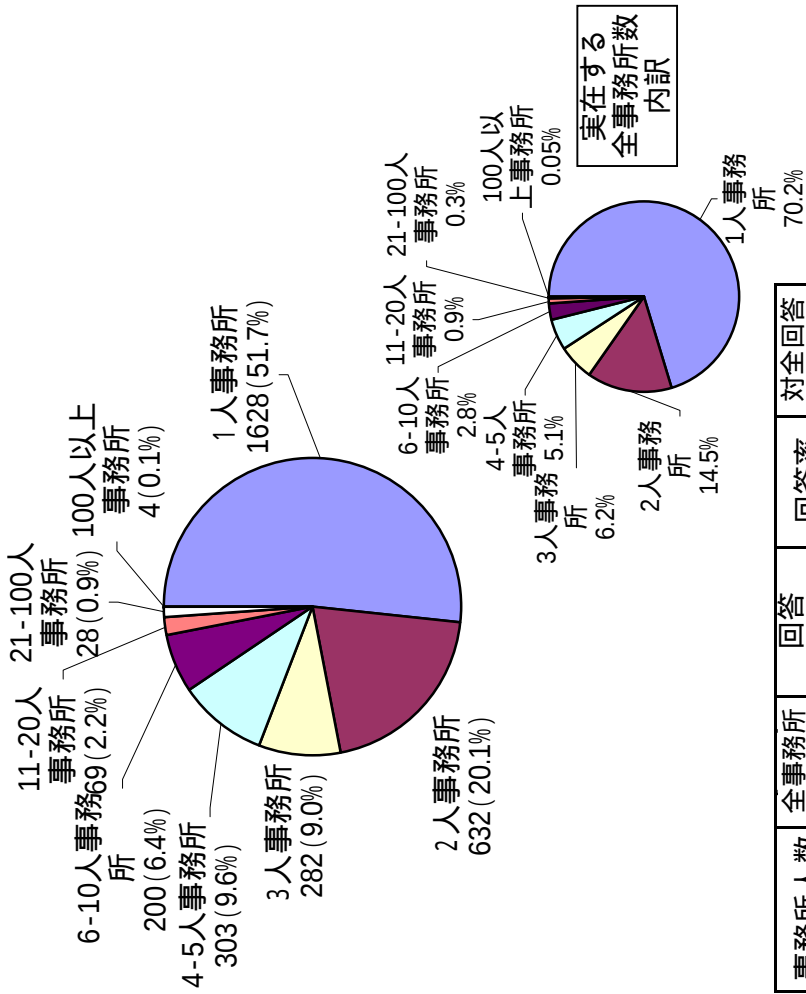
【表2】 アンケート回答内訳(会規模別)



	回答数	対全回答数割合	全事務所数	対全事務所数回答率
大規模会	1333	42.4%	5785	23.0%
中規模会	652	20.7%	2367	27.5%
小規模会	1073	34.1%	2924	36.7%
不明	88	2.8%		
計	3146		11076	28.4%

大規模会…東京三会・大阪
中規模会…事務所数200以上の会
小規模会…事務所数200未満の会

【表3】 アンケート回答内訳(事務所規模別)



事務所人数	全事務所数	回答事務所数	回答率	対全回答数割合
1人	8092	1628	20.1%	51.7%
2人	1666	632	37.9%	20.1%
3人	712	282	39.6%	9.0%
4-5人	588	303	51.5%	9.6%
6-10人	324	200	61.7%	6.4%
11-20人	99	69	69.7%	2.2%
21-100人	34	28	82.4%	0.9%
100人以上	6	4	66.7%	0.1%

「事務所規模別の『参考』全事務所数」は、2006年3月時点。本データは参考であり、昨年度の統計を元に行っているため、【表1】記載の数値と若干差異がある。

【表4】2005年度採用実績と2006年度以降の採用予定数推移

	回答数	Q1所属		所属人数	Q2(05採用実績)		05計	Q3(06採用予定)			06計	Q4(07採用予定)				07計	Q5(08採用予定)	
		経営	アソシエート		58期	その他		59期	その他	うち内定		全60期	現60期	新60期	その他			
東京	460	1,056	990	2,046	4.4	157	57	214	200	45.5	155	245.5	218	91	54	42	260	818
第一東京	236	535	539	1,074	4.6	73	30	103	97.5	17	90	114.5	100	12	6	14	114	362
第二東京	256	579	552	1,131	4.4	78	32	110	115.5	38	102	153.5	133	43	35	25	158	432
横浜	90	167	83	250	2.8	14	5	19	33	5	26	38	19	3	3	2	21	88
埼玉	67	105	45	150	2.2	9	3	12	14	1	11	15	15	1	0	2	17	62
千葉県	42	93	23	116	2.8	7	11	18	12	0	11	12	7	4	0	1	8	26
茨城県	28	38	13	51	1.8	6	0	6	8	0	7	8	5	0	0	0	5	13
栃木県	22	26	9	35	1.6	3	1	4	1	0	1	1	3	0	1	0	3	13
群馬	29	39	10	49	1.7	1	1	2	5.5	1	4	6.5	8	1	0	0	8	13
静岡県	54	77	13	90	1.7	3	1	4	12	2	8	14	10	2	0	0	10	35
山梨県	19	26	11	37	1.9	2	1	3	1	0	1	1	1	0	0	0	6	6
長野県	36	43	8	51	1.4	1	0	1	5.5	1.5	3	7	4	0	0	2	5	11
新潟県	35	52	6	58	1.7	1	0	1	9	0	8	9	9	5	2	0	5	17
大阪	381	734	495	1,229	3.2	77	30	107	85	20	75	105	76	8	9	4	80	268
京都	76	134	43	177	2.3	12	4	16	13	0	12	13	12	1	0	0	12	35
兵庫県	81	145	61	206	2.5	12	7	19	16	4	14	20	14	0	2	0	14	45
奈良	16	27	11	38	2.4	2	0	2	4	1	4	5	2	1	0	0	2	8
滋賀	14	19	3	22	1.6	0	0	0	8	0	8	8	1	1	0	0	1	10
和歌山	26	32	11	43	1.7	1	0	1	7	0	4	7	7	0	0	0	7	11
愛知県	151	295	112	407	2.7	15	3	18	38	1	31	39	31	8	3	1	32	108
三重	26	36	12	48	1.8	1	0	1	4	0	4	4	5	1	0	0	5	13
岐阜県	30	39	9	48	1.6	0	0	0	4	0	2	3.5	5	0	1	0	5	8
福井	17	22	4	26	1.5	1	0	1	2	0	2	2	1	0	0	0	1	6
金沢	31	40	13	53	1.7	4	2	6	5	0	3	5	1	0	0	0	1	7
富山県	21	27	3	30	1.4	2	0	2	1	1	0	2	1	0	0	1	2	3
広島	64	100	34	134	2.1	4	3	7	18	0	9	18	23	6	0	1	24	33
山口県	40	43	10	53	1.3	3	0	3	5	1	1	6	7	2	0	0	7	18
岡山	54	68	19	87	1.6	5	1	6	10	2	7	12	12	4	1	0	12	32
鳥取県	10	11	2	13	1.3	1	0	1	2	0	0	2	3	0	1	0	3	6
島根県	17	17	7	24	1.4	2	0	2	4	0	3	4	2	0	0	1	3	7
福岡県	94	190	72	262	2.8	17	9	26	30	3.5	20	33.5	33	7	3	0	33	79
佐賀県	13	17	2	19	1.5	1	0	1	2	0	2	2	2	0	0	0	2	6
長崎県	21	26	6	32	1.5	3	0	3	6	0	3	6	4	1	0	0	4	13
大分県	18	21	8	29	1.6	3	0	3	5	1	4	6	2	1	0	0	2	7

	回答数	Q1所属		所属人数	Q2('05採用実績)		Q3('06採用予定)		05計	06計	Q4('07採用予定)		07計	Q5('08採用予定)
		経営	アソシエート		58期	その他	59期	その他			全60期	現60期		
熊本県	36	54	18	72	2.0	4	4	0	4	4	4	1	0	4
鹿児島県	29	32	11	43	1.5	4	4	0	4	5	5	2	1	5
宮崎県	22	25	3	28	1.3	2	6	0	2	6	5	0	0	6
沖縄	23	34	6	40	1.5	1	4.5	2	2	6.5	3	0	0	3
仙台	60	85	17	102	1.7	5	16	1	8	17	5	0	0	5
福島県	33	38	7	45	1.4	2	6	0	3	6	6	3	3	7
山形県	22	24	6	30	1.4	4	4	1	4	5	4	1	1	6
岩手	17	19	9	28	1.6	2	3	0	2	3	3	0	0	3
秋田	13	17	2	19	1.5	2	1	0	2	1	1	0	1	2
青森県	19	21	1	22	1.2	0	3	4	0	7	8	0	0	10
札幌	93	131	60	191	2.1	19	24.5	2	25	26.5	21	4	3	23
函館	9	11	1	12	1.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	11	12	2	14	1.3	0	3	0	1	3	1	0	0	1
釧路	10	13	6	19	1.9	1	0	1	1	1	2	2	0	2
香川県	27	28	8	36	1.3	1	8	1	1	9	4	1	0	4
徳島	16	20	10	30	1.9	1	2.5	0.5	2	3	3	0	2	4
高知	21	24	5	29	1.4	0	1	0	1	1	0	0	0	0
愛媛	22	23	1	24	1.1	0	3	0	0	3	4	1	0	4
不明	88	172	125	297	3.4	19	28.5	3	27	31.5	32	4	5	32
大会	1,333	2,904	2,576	5,480	4.1	385	498	120.5	534	618.5	526	153	103	611
中会	652	1,167	476	1,643	2.5	98	168.5	16.5	135	185	144	24	14	151
小会	1,073	1,413	360	1,773	1.7	86	209.5	22	115	231.5	174	36	12	187
合計	3146	5656	3537	9193	2.9	588	904.5	162	811	1,066.5	875	216	133	980
														2909.5

参考： 58期修習終了者のうち、弁護士登録した人数・・・961名(2006年3月時点)

[2006.7.20]

現60期を採用し、新60期を採用しないと答えた事務所・・・83
 現60期を採用せず、新60期を採用すると答えた事務所・・・32

その他・・・既職者・経験者など

【表5】司法修習終了後の区分毎の割合

2006.8.18

期別(就職年度)	人員	終了後の区分							
		判事補	割合	検事	割合	弁護士	割合	その他	割合
第54期(2001年)	975	112	11%	76	8%	771	79%	16	2%
第55期(2002年)	988	106	11%	75	8%	799	81%	8	1%
第56期(2003年)	1,005	101	10%	75	7%	822	82%	7	1%
第57期(2004年)	1,178	108	9%	77	7%	983	83%	9	1%
第58期(2005年)	1,158	124	11%	96	8%	911	79%	27	2%
計	5,304	551	10%	399	8%	4,286	81%	67	1%

注1	注2			注2			注2		
第59期(2006年)	1,497	150	10%	120	8%	1,213	81%	15	1%

注3	注4			注4			注4		
現・第60期(2007年)	1,500	150	10%	120	8%	1,215	81%	15	1%
新・第60期(2007年)	1,000	100	10%	80	8%	810	81%	10	1%
計		250		200		2,025		25	

- (注1)第59期は現在修習中(2006年10月終了予定)
- (注2)第59期の人員数(特に判事補・検事任官者数)は、過去5年間の平均割合を用いて算出したものであり(実績ではない)、最高裁・法務省に確認をとっている数字ではない。
- (注3)現・第60期(2007年) 2007年9月4日終了予定。新・第60期(2007年) 2007年12月27日終了予定。
- (注4)現新60期の人員数(特に判事補・検事任官者数)は、過去5年間の平均割合を用いて算出したものであり、最高裁・法務省に確認をとっている数字ではない。
- (注5)人員の数値は『司法修習生便覧2006』(司法研修所発行)による。
- (注6)修習終了直後の数による。第58期については、2005年10月16日現在。

[表6] 会規模別2005年度採用実績と2006年度以降の採用予定数推移

	事務所 回答数	Q2('05採用実績)			1事務所あたり 採用人数	Q3('06採用予定)				1事務所 あたり採 用人数	Q4('07採用予定)				1事務所 あたり採 用人数	Q5('08以降5年 間の採用予定)		1事務所 あたり採 用人数 (/年)
		58期	その他	05計		59期	その他	うち内 定	06計	06計の 内訳	60期計	現60期新60期	その他	07計		08年以降	年平均	
大会	1,333	385	149	534	0.40	498	120.5	422	618.5	58.0%	526	153	103	85	611	1,880	376	0.28
中会	652	98	37	135	0.21	168.5	16.5	134	185	17.3%	144	24	14	7	151	477	95	0.15
小会	1,073	86	29	115	0.11	209.5	22	147	231.5	21.7%	174	36	12	13	187	487	97	0.09
不明	88	19	8	27	0.31	28.5	3	20	31.5	3.0%	32	4	5	0	32	67	13	0.15
合計	3,146	588	223	811	0.26	904.5	162	723	1,066.5	100.0%	875	216	133	105	980	2,909.5	582	0.18

[2006.7.20]

参考： 5 8 期修習終了者のうち、弁護士登録した人数・・・961名(2006年3月時点)

現60期を採用し、新60期を採用しないと答えた事務所・・・83
現60期を採用せず、新60期を採用すると答えた事務所・・・32

その他・・・既職者・経験者など

【表7】 事務所規模別 2005年度採用実績と2006年度以降の採用予定数推移

所属数	Q2('05採用実績)			1事務所 あたり採 用人数	Q3('06採用予定)				1事務所 あたり採 用人数	Q4('07採用予定)					Q5('08以降5年間 の採用予定)		1事務所 あたり採 用人数 (/年)
	58期	その他	05計		59期	その他	うち 内定	06計		60期計	現60期	新60期	その他	07計	08年以降	年平均	
1人	10	4	14	0.009	133.5	21	82	154.5	0.095	116.5	18	10.5	16.5	133	422.5	84.5	0.052
2人	67	27	94	0.15	137	25	107	162	0.26	108	20	11	12	120	367.5	73.5	0.12
3人	72	23	95	0.34	84	13	57	97	0.34	79.5	19	5	9	88.5	219	43.8	0.16
4-5人	101	42	143	0.47	143	19	110	162	0.53	89	22.5	9	6.5	95.5	356	71.2	0.23
6-10人	120	46	166	0.83	129	34	125	162.5	0.81	149	18	15.5	11.5	160.5	415.5	83.1	0.42
11-20人	66	37	103	1.49	83	13.5	71	96.5	1.40	78	19	11	13	91	289	57.8	0.84
21-100人	72	29	101	3.61	97	24	106	121	4.32	88.5	30.5	13.5	21	109.5	255	51.0	1.82
100人～	80	15	95	23.8	98	13	65	111	27.8	166.5	69	57.5	15.5	182	585	117.0	29.3
合計	588	223	811	0.26	904.5	162	723	1,066.5	0.34	875	216	133	105	980	2,909.5	581.9	0.18

参考： 5 8期修習終了者のうち、弁護士登録した人数・・・961名(2006年3月時点)

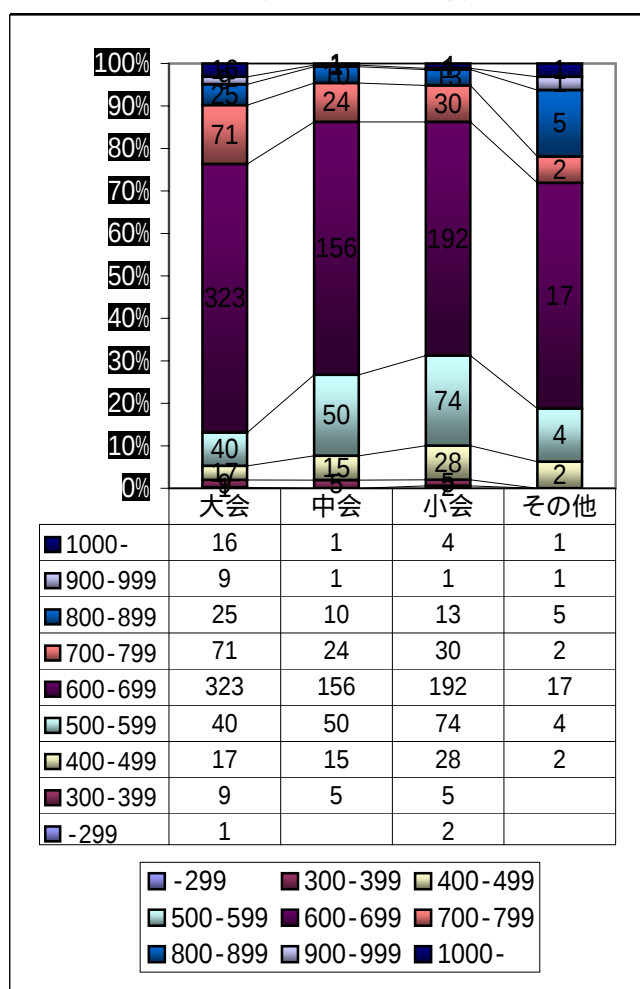
その他・・・既職者・経験者など

[2006.7.20]

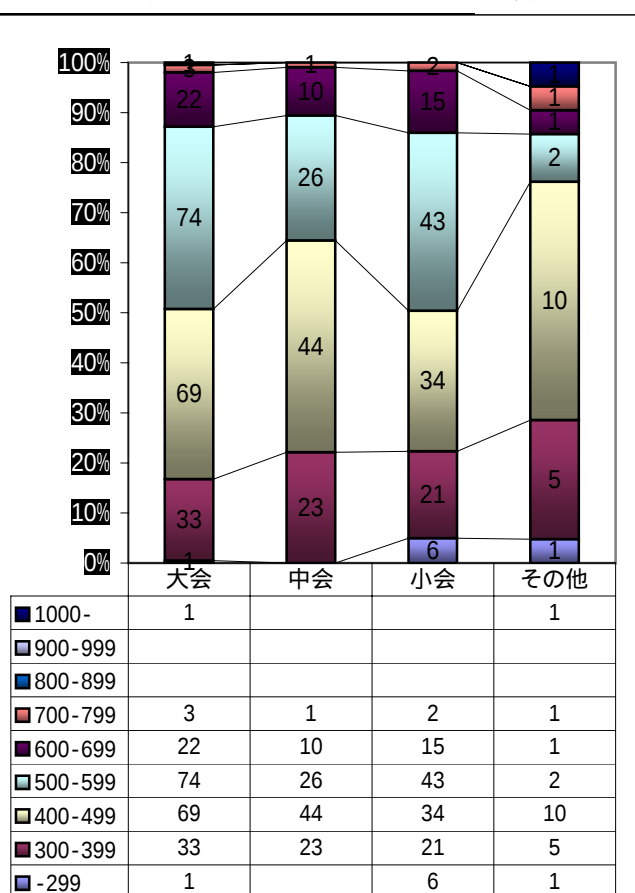
【表8-1】「現在の新卒年俸平均額と今後の採用を可能とする年俸平均額の比較」

	現在の新卒年俸平均(万円)	採用を可能とする年俸平均(万円)
東京	618.47	448.75
第一東京	654.78	492.38
第二東京	676.30	492.12
大阪	626.55	445.09
大会	638.52	463.42
中会	598.94	439.71
小会	589.61	449.92
不明	651.25	440.95
全体	615.09	453.24

【表8-2】現在の新卒年俸平均内訳



【表8-3】採用を可能とする年俸平均内訳

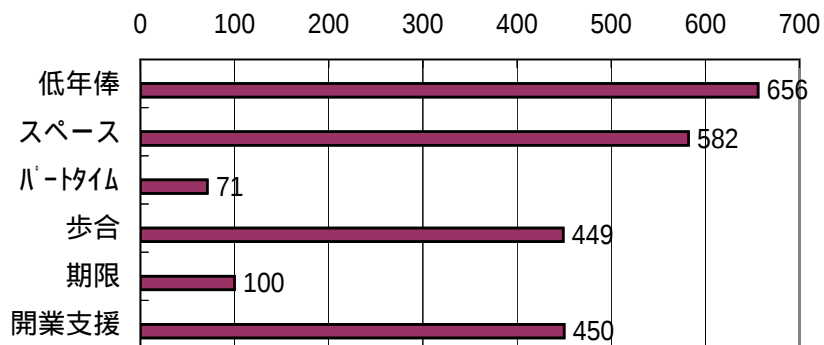


【表9 - 1】どのような採用条件・勤務形態であれば今後採用できるか？(Q7)

Q7回答者数 = 1692 (アンケート返送者中53.7%が回答)
但し、複数回答あり

	回答数	割合
低年俸	656	38.8%
スペース	582	34.4%
パートタイム	71	4.2%
歩合	449	26.5%
期限	100	5.9%
開業支援	450	26.6%

【表9 - 2】採用条件グラフ



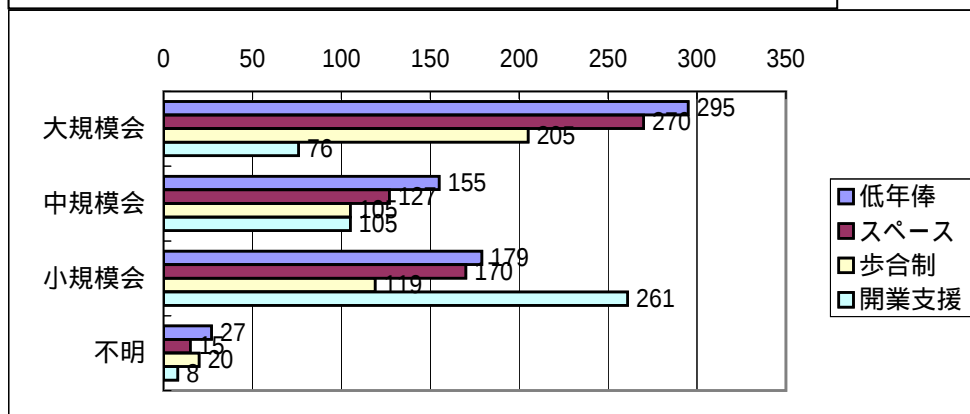
【表10 - 1】会規模別 採用を可能とする条件(Q7)

Q7「低年俸、スペース、歩合制、開業支援」いずれかの回答者数 = 1454
(全アンケート返送の3146事務所中、46.22%)

但し、複数回答あり

	低年俸	スペースを 広げたら	歩合制で なら	採用は出来ないが、 開業支援であれば 可能
大規模会	295	270	205	76
中規模会	155	127	105	105
小規模会	179	170	119	261
不明	27	15	20	8
合計	656	582	449	450

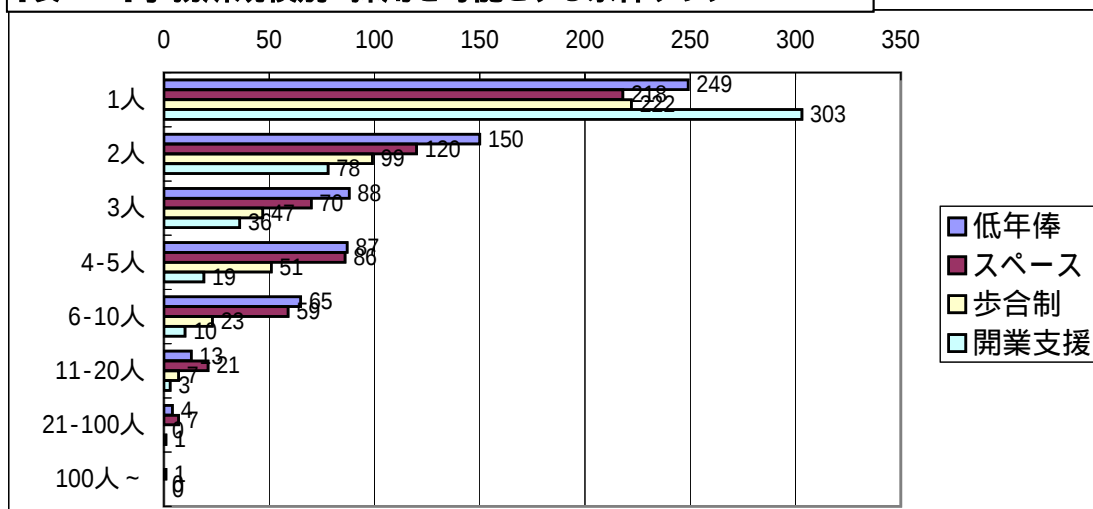
【表10 - 2】会規模別 採用を可能とする条件グラフ



【表11-1】事務所規模別 採用を可能とする条件

	低年俸	スペースを 広げたら	歩合制で なら	採用は出来ない が、開業支援で あれば可能
1人	249	218	222	303
2人	150	120	99	78
3人	88	70	47	36
4-5人	87	86	51	19
6-10人	65	59	23	10
11-20人	13	21	7	3
21-100人	4	7	0	1
100人～		1	0	0
計	656	582	449	450

【表11-2】事務所規模別 採用を可能とする条件グラフ



【表12-1】1人事務所の採用状況

所属人数	回答のあった事務所数	Q2('05採用実績)			1事務所あたり採用人数	Q3('06採用予定)			1事務所あたり採用人数	Q4('07採用予定)				07計	1事務所あたり採用人数	Q5('08以降5年間の採用予定)		1事務所あたり採用人数(／年)
		58期	その他	05計		59期	その他	うち内定		60期計	現60期	新60期	その他			08年以降	年平均	
1人	1628	10	4	14	0.01	133.5	21	82	0.09	116.5	18	10.5	16.5	133	0.08	422.5	84.5	0.05
2人	632	67	27	94	0.15	137	26	107	0.26	108	20	11	12	120	0.19	367.5	73.5	0.12
それ以上	886	511	192	703	0.79	634	116	534	0.85	651	178	112	77	727	0.82	2120	424.0	0.48

【表12-2】1人事務所の 会規模別 採用推移

	回答のあった事務所数	Q2('05採用実績)			1事務所あたり採用人数	Q3('06採用予定)			1事務所あたり採用人数	Q4('07採用予定)				07計	1事務所あたり採用人数	Q5('08以降5年間の採用予定)		1事務所あたり採用人数
		58期	その他	05計		59期	その他	うち内定		60期計	現60期	新60期	その他			08年以降	年平均	
大規模会	565	3	0	3	0.005	27	11	18	0.07	22	3	2	8.5	30.5	0.05	129.5	25.9	0.05
中規模会	306	1	2	3	0.01	29	4	18	0.11	23.5	5	3	2	25.5	0.08	86.5	17.3	0.06
小規模会	713	5	2	7	0.01	73.5	7	45	0.11	67	9	4.5	6	73	0.10	192.5	38.5	0.05
他	44	1	0	1	0.02	4	0	1	0.09	4	1	1	0	4	0.09	14	2.8	0.06
計	1628	10	4	14	0.009	133.5	22	82	0.10	116.5	18	10.5	16.5	133	0.08	422.5	84.5	0.05

【表13-1】3年間採用無し 事務所規模別
08年以降採用予定

* 2005年度・2006年度・2007年度を通じて全く採用していない

所属数	事務所 数	Q1所属人数		Q5 (‘08以降採用予定)		1事務所 あたり採 用人数
		経営	アソシエート	08年以降	年平均	
1人	1,412	1,411	1	191	38	0.027
2人	376	580	172	106.5	21	0.057
3人	113	239	100	48	10	0.085
4-5人	88	257	126	48	10	0.11
6-10人	20	89	51	11.5	2	0.12
11-20人	7	67	27	10.5	2	0.3
21-100人	1	41	0	0	0	0
100人～	0					
合計	2,017	2,684	477	415.5	83	0.041

【表13-2】3年間に採用有り 事務所規模別
08年以降採用予定

* 2005年度・2006年度・2007年度に1人以上採用実績または予定がある。

所属数	事務所 数	Q1所属人数		Q5 (‘08以降採用予定)		1事務所 あたり採 用人数
		経営	アソシエート	08年以降	年平均	
1人	216	213	3	232	46.3	0.21
2人	256	323	189	261	52.2	0.20
3人	169	273	234	171	34.2	0.20
4-5人	215	546	413	308	61.6	0.29
6-10人	180	656	657	404.0	80.8	0.45
11-20人	62	480	393	278.5	55.7	0.90
21-100人	27	285	611	255	51	1.89
100人～	4	196	560	585	117	29.25
合計	1,129	2,972	3,060	2,494	498.8	0.44

参考： 58期修習終了者のうち、弁護士登録した人数・・・961名(2006年3月時点)

その他・・・既職者・経験者など

所属数1人で、アソシエートとなっているのは、企業内勤務弁護士等。

3. 司法試験

- 司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。
- 新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するための具体的な仕組みを設けるべきである。
- 適格認定を受けた法科大学院の修了者には、新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。
- 経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。
- 適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験受験については3回程度の受験回数制限を課すべきである。
- 新司法試験は、平成17（2005）年度に予想される法科大学院の初めての修了者を対象とする試験から実施すべきである。
- 新司法試験実施後も5年間程度は、併行して現行司法試験を引き続き実施すべきである。
- 現行司法試験の合格枠制（丙案）は、現行試験合格者数が1,500人に達すると見込まれる平成16（2004）年度から廃止すべきである。

（1）基本的性格

「点」のみによる選抜から「プロセス」としての新たな法曹養成制度に転換するとの観点から、その中核としての法科大学院制度の導入に伴って、司法試験も、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。

（2）試験の方式及び内容

法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提として、新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする。

新司法試験は、例えば、長時間をかけて、これまでの科目割りに必ずしもとらわれずに、多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに、問題解決・紛争予防の在り方、企画立案の在り方等を論述させることなどにより、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見る試験を中心とすることが考えられる。

新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、例えば、司法試験管理委員会に法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させるなど適切な仕組みを設けるべきである。

(3) 受験資格

法科大学院制度の導入に伴い、適切な第三者評価の制度が整備されることを踏まえ、それによる適格認定を受けた法科大学院の修了者には、司法試験管理委員会により新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。

また、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。このため、後述の移行措置の終了後において、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる（この場合には、実社会での経験等により、法科大学院における教育に對置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要がある。）。

いずれにしても、21 世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材を「プロセス」により養成することが今般の法曹養成制度改革の基本的視点であり、およそ法曹を志す多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備にこそ力が注がれるべきであることは、改めて言うまでもない。

第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験の受験については、上記のような法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨から、3 回程度の受験回数制限を課すべきである。なお、予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることとした場合の受験回数については、別途検討が必要である。

上記のように第三者評価による適格認定に基づいて司法試験管理委員会が法科大学院の修了者に新司法試験の受験資格を認める場合には、適格と認定されていた法科大学院について、その認定が第三者評価を実施する機関によって取り消されることとなったときに、新司法試験の受験資格について、当該法科大学院の在學生に不測の不利益を与えないよう適切な配慮が必要である。

授 業 科 目 一 覧

		1 年 次				2 年 次				3 年 次				修了要件		
		科 目	単 位	科 目	単 位	科 目	単 位	科 目	単 位	科 目	単 位	小区分 単 位	大区分 単 位	合 計 単 位		
〔1〕法律基本科目群 ※全部必修	公法系	統治の基本構造	2	基本的人権の基礎	2	公法総合Ⅰ (法と行政)	2					10 単位 必修		55 単 位 必 修	修了に必要な最低修得単位	99 単位
	民事系	民法Ⅰ (総則・物権・担保)	4	民法Ⅲ (不法行為法)	2	民法総合Ⅰ (民法中心)	4	民法総合Ⅱ (民法中心)	3	民法総合Ⅳ (融合)	3	32 単位 必修				
		民法Ⅱ (契約法)	4	民法Ⅳ (親族・相続)	2	民法総合Ⅱ (商法中心)	3									
	刑事系	刑 法	3	刑事訴訟法	3	民法総合Ⅲ (民事訴訟法中心)	3	刑事法総合Ⅰ (刑法中心)	3	刑事法総合Ⅲ (融合)	2	13 単位 必修				
〔2〕実務基礎科目群		法情報調査	1			刑事法総合Ⅱ (刑事訴訟法中心)	2							10 単位 必修		
								法文書作成	1			7 単位 必修				
								ローヤリング	1			3 単位 選択 必修				
〔3〕基外国 礎法 法学科 ・目 群						模擬裁判	1							6 単位 選択 必修		
						エクスターンシップ	1									
						リーガル・クリニック	1							6 単位 選択 必修		
						英米公法	2									
						英米私法	3							6 単位 選択 必修		
						アジア・ビジネス法	2									
						Foreign Law Seminar	1							6 単位 選択 必修		
						法理学	3									
						比較法文化論	2							6 単位 選択 必修		
								ヨーロッパ法	2							

[4] 展 開 ・ 先 端 科 目 群	生活紛争と法	2	<2～3年次配当科目>	<3年次配当科目>	28	単 位 選 択 必 修	(修了に必要な最低修得単位 99単位)
			ビジネス法務戦略 3 保険法 2 企業金融と法 2 経済法 3 独占禁止手続法 2 裁判外紛争解決制度 2 倒産処理法Ⅰ 2 倒産処理法Ⅱ 2 民事執行・保全法 2 国際私法Ⅰ 2 国際私法Ⅱ 2 労働法 3 家事紛争と法 2 ジェンダーと法 2 知的財産法Ⅰ 2 知的財産法Ⅱ 2 情報法 2 IT社会と法Ⅰ 2 政策形成と法 2 自治体ローヤリング 2 現代司法論 2 先端・専門訴訟の実務 2 租税法 2 国際租税法 2 租税政策論 2 国際法総論 2 国際人権法 2 国際交渉論 2 国際経済法 2 社会安全政策と法 2 被害者と法 2	コーポレート・ガバナンスと法 2 企業取引と法 3 証券取引法 2 ベンチャー・ビジネスと法 2 事業再生法 2 国際取引法 2 比較契約法 2 現代不動産法 2 現代担保法 2 社会保障法 2 医療と法 2 消費者法 2 環境法 2 戦略的特許ライセンス契約論 2 ものづくり支援法務 2 エンタテインメント/スポーツと法 2 IT社会と法Ⅱ 2 憲法訴訟論 2 実務行政訴訟 2 国際刑事法 2 経済刑法 2 組織・企業の不正活動と法 2 矯正と法 2			
[5] 演 習			テーマ演習Ⅰ テーマ演習Ⅱ 研究特論(リサーチ・ペーパー)	1 2 2			
年次別最低履修単位	30単位		69単位		99単位		
年次別最高履修単位	34単位		38単位	40単位	修業年限までに履修できる最高履修単位 112単位		

注1) 模擬裁判、エクスターンシップ及びリーガル・クリニックは、2年次の前期には履修できません。

注2) 「年次別最高履修単位」の取扱いについては、詳細をP.15以降の「履修登録上の留意事項」で確認してください。

司法制度改革審議会意見書より抜粋（86～87ページ）
下線は日弁連付加

7. 隣接法律専門職種の活用等

- 訴訟手続において、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、
 - 司法書士への簡易裁判所での訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。また、簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停・即決和解事件の代理権についても、同様に付与すべきである。
 - 弁理士への特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。
 - 税理士について、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述する権限を認めるべきである。
 - 行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる。
- ADR を含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種などの有する専門性の活用を図るべきである。具体的な関与の在り方については、弁護士法第 72 条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。
- 弁護士法第 72 条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。
- ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）実現のため、弁護士と隣接法律専門職種などによる協働を積極的に推進するための方策を講じるべきである。

弁護士法第 72 条は、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務を取り扱うことなどを業とすることを禁止している。一方、司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士などのいわゆる隣接法律専門職種は、それぞれの業法に定められたところに従い、限定的な法律事務を取り扱っている。

弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。

このような観点に立ち、訴訟手続においては、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、少なくとも、司法書士の簡易裁判所での訴訟代理権（簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停・即決和解事件の代理権についても同様） 弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。税理士について、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述する権限を認めるべきである（なお、この点については、第 151 回＜平成 13 年＞国会での税理士法改正法案の可決・成立により、立法措置が行われたところである。）。

行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる。

また、ADR を含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種などの有する専門性の活用を図ることも重要である。具体的な関与の在り方については、後述する弁護士法第 72 条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて判断すべきである。その際、当該法律事務の性質と実情、各職種の業務内容・専門性やその実情、その固有の職務と法律事務との関連性、法律事務に専門性を活用する必要性等を踏まえ、その在り方を個別的に検討し、こうした業務が取扱い可能であることを法制上明確に位置付けるべきである。なお、弁護士法第 72 条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。

弁護士と隣接法律専門職種その他の専門資格者による協働については、依頼者の利便の向上を図る観点から、ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）を積極的に推進し、その実効を上げるための方策を講じるべきである。その際、収支共同型や相互雇用型等の形態などいわゆる異業種間共同事業の容認の可否については、更に検討すべきである。

司法制度改革推進本部ホームページより

今後の司法制度改革の推進について

平成16年11月26日
司法制度改革推進本部決定

1 司法制度改革推進本部解散後の体制について

司法制度改革推進本部においては、司法制度改革推進法に基づき、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に従って、司法制度改革を着実に推進してきた。

司法制度改革推進本部解散後は、これまでの一連の改革の成果を国民が実感できるよう、改革の本旨に従った制度の実施を図ることが重要であり、法務省等の実施担当府省と総合調整を行う内閣官房において、必要十分な体制の下に、引き続き改革に取り組んでいく必要がある。

2 裁判外紛争解決手続における隣接法律専門職種の活用について

裁判外紛争解決手続の利用を促進していくためには、手続実施者のみならず、代理人についても、利用者が適切な隣接法律専門職種を選択できるよう制度整備を図っていく必要がある。

そこで、司法書士、弁理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士について、別紙に掲げる方向性に沿って、裁判外紛争解決手続における当事者の代理人としての活用を図ることとし、所管府省を中心に、できるだけ早期の具体化に向け、今後、関係法案の提出を含め、所要の措置を講じていく必要がある。

また、税理士、不動産鑑定士及び行政書士の代理人としての活用の在り方については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）の施行後におけるこれらの隣接法律専門職種の手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべき課題とする。

さらに、例えば、税理士の有する専門的知見を租税の関連する民事紛争において手続実施者等の相談者として活用するなど、各隣接法律専門職種が、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用の促進に寄与していくことが期待される。

3 法令外国語訳の基盤整備の推進について

グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。

今後、政府として、各府省が横断的に参加する検討会議を開催し、有識者の意見も十分尊重した上で、法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。

(別紙)

1. 司法書士

司法書士の簡裁訴訟代理関係業務(注 1)に民事紛争(簡易裁判所の事物管轄を基準とする。)に関する仲裁手続について代理することを加える。

2. 弁理士

弁理士の仲裁代理業務(注 2)の対象となる紛争に著作権に関する紛争を加えるとともに、対象となる手続には仲裁手続以外の裁判外紛争解決手続が含まれることを明確化する。また、仲裁代理業務に関して、裁判外紛争解決手続の業務を行う団体の新規の指定を進める。

3. 社会保険労務士

信頼性の高い能力担保措置を講じた上で(注 3)、次に掲げる事務を社会保険労務士の業務に加える。併せて、開業社会保険労務士が労働争議に介入することを原則として禁止する社会保険労務士法の規定を見直す。

- (1) 都道府県知事の委任を受けて地方労働委員会が行う個別労働関係紛争のあっせん及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき都道府県労働局(紛争調整委員会)が行う調停の手続について代理すること。
- (2) 個別労働関係紛争(紛争の目的となる価額が 60 万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から裁判外紛争解決手続の代理を受任しているものに限る。)の裁判外紛争解決手続(厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限る。)について代理すること。

4. 土地家屋調査士

信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争(弁護士が同一の依頼者から裁判外紛争解決手続の代理を受任しているものに限る。)に係る裁判外紛争解決手続(法務大臣が指定する団体が行うものに限る。)について代理することを土地家屋調査士の業務に加える。

(注 1) 司法書士法第 3 条第 1 項第 6 号及び第 7 号(和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続についての代理は、これに含まれる。)に規定する「簡裁訴訟代理関係業務」をいう。

(注 2) 弁理士法第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる事務をいう。

(注 3) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき都道府県労働局(紛争調整委員会)が行うあっせんの手続について代理する業務に関しても、併せて、信頼性の高い能力担保措置を講ずるものとする。

（注 4） 1 から 4 までにおける裁判外紛争解決手続の代理の事務には、裁判外紛争解決手続の代理を受任する前に依頼者の相手方と和解交渉を行うことは含まれないが、次に掲げる事務は、原則として、含まれることとなる。

1) 裁判外紛争解決手続の代理を受任する際に依頼者からの相談に応じること

2) 裁判外紛争解決手続の代理を受任した後、当該裁判外紛争解決手続の開始から終了までの間に依頼者の紛争の相手方と和解のための交渉を行うこと

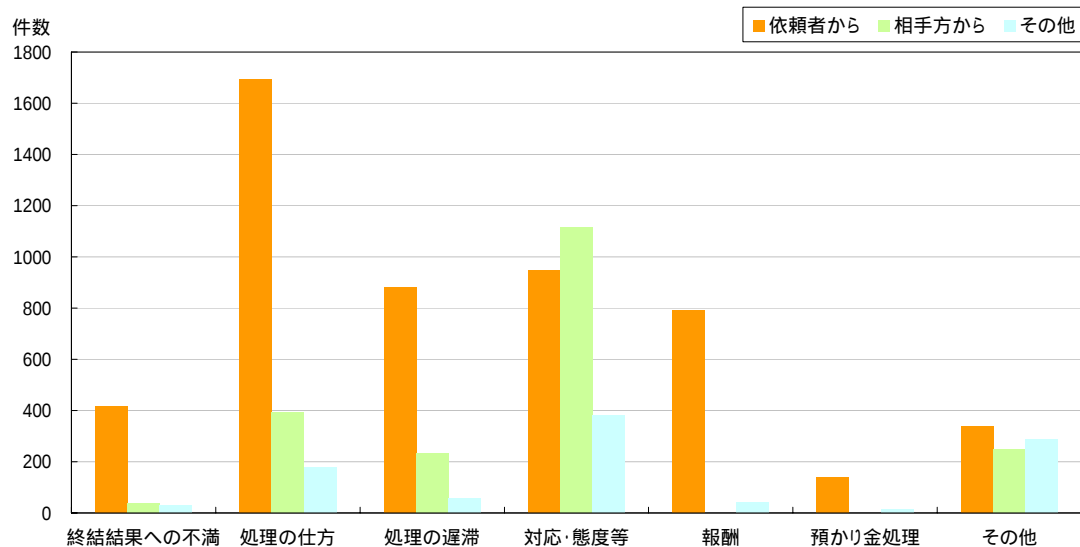
3) 裁判外紛争解決手続で成立した合意に基づき和解契約を締結すること

第3節 苦情及び紛議調停

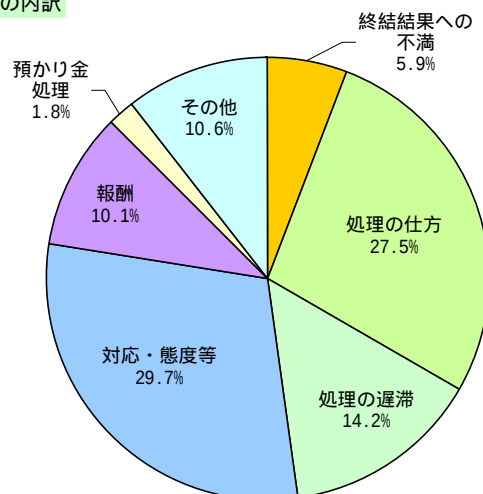
1 弁護士に対する苦情申立て

弁護士の対応等について苦情がある場合、事件の相手方や依頼者は弁護士会に対して苦情などを申し立てることができる。各弁護士会では、受付窓口として「市民窓口」を設け、市民からの苦情に対応している。

以下は、2005年1月から12月に全国の弁護士会の市民窓口に申し立てられた苦情を、申立人別・内容別に取りまとめたものである。



2005年の内訳



■ 市民窓口内容別受付件数一覧（弁護士会別） ■

		最終結果 への不満	処理の 仕方	処理の 遅滞	対応・ 態度等	報酬	預かり金 処理	その他	合 計	苦情の 対象 弁護士数	弁護士数
北海道 弁連	札幌	2	47	51	101	3	0	95	299	254	385
	函館	2	2	1	7	0	0	1	13	9	30
	旭川	0	3	1	4	1	0	0	9	8	34
	釧路	7	6	6	13	1	0	2	35	22	39
東北 弁連	仙台	4	24	16	43	5	2	9	103	87	243
	福島県	0	2	6	6	0	0	2	16	13	94
	山形県	1	5	5	12	3	0	0	26	26	60
	岩手	2	3	1	8	6	0	3	23	19	62
	秋田	0	2	4	6	1	0	4	17	17	53
	青森県	0	0	3	1	0	0	0	4	4	46
関東 弁連	東京	76	427	160	384	184	39	134	1,404	1,158	4,856
	第一東京	8	71	37	120	28	7	11	282	222	2,886
	第二東京	30	185	43	232	55	6	61	612	496	2,957
	横浜	18	106	88	209	40	3	85	549	437	829
	埼玉	11	69	52	100	21	0	16	269	269	375
	千葉県	4	9	12	12	0	0	0	37	37	336
	茨城県	0	4	6	7	0	0	2	19	19	117
	栃木県	0	12	5	14	1	0	3	35	34	107
	群馬	1	17	12	19	1	0	1	51	47	146
	静岡県	4	19	11	37	7	1	2	81	74	236
	山梨県	3	6	5	16	5	0	4	39	21	66
	長野県	6	19	7	12	4	1	4	53	36	125
	新潟県	0	11	2	9	2	1	1	26	26	149
中部 弁連	愛知県	27	172	72	148	73	17	178	687	654	1,010
	三重	1	10	7	13	4	0	10	45	41	84
	岐阜県	0	4	2	2	1	0	2	11	11	101
	福井	0	1	3	1	0	0	2	7	7	50
	金沢	1	4	5	8	2	0	6	26	18	93
	富山県	0	2	1	3	0	0	2	8	8	60
近畿 弁連	大阪	225	668	245	386	252	56	67	1,899	960	2,977
	京都	1	20	39	40	17	2	24	143	142	396
	兵庫県	9	73	47	72	27	1	19	248	194	491
	奈良	1	9	6	14	1	1	12	44	31	103
	滋賀	0	6	10	17	4	0	4	41	32	57
	和歌山	2	10	3	9	0	0	3	27	19	74
中国 弁連	広島	5	46	26	39	3	1	29	149	137	308
	山口県	2	9	7	12	1	0	4	35	30	88
	岡山	2	32	23	69	11	0	27	164	110	197
	鳥取県	0	1	1	1	0	0	0	3	3	31
	島根県	0	2	2	14	0	0	2	20	18	32
四国 弁連	香川県	0	5	5	2	1	0	0	13	8	91
	徳島	1	9	4	8	0	0	0	22	15	53
	高知	0	1	3	4	3	0	0	11	9	60
	愛媛	1	3	1	8	0	0	3	16	14	98
九州 弁連	福岡県	11	67	53	99	48	4	14	296	263	677
	佐賀県	0	4	1	3	1	0	4	13	12	48
	長崎県	2	12	5	16	0	0	0	35	30	82
	大分県	0	1	0	1	0	0	1	3	3	81
	熊本県	3	13	37	33	1	2	3	92	71	142
	鹿児島県	2	8	6	17	2	0	0	35	35	94
	宮崎県	3	5	1	6	1	0	6	22	22	62
	沖縄	4	16	21	26	9	7	12	95	63	188
合 計		482	2,262	1,170	2,443	830	151	874	8,212	6,295	22,059

【注】 1. 弁護士数は、2005年12月31日現在の正会員数である。
2. 一人の弁護士に複数の苦情が申し立てられている場合がある。

■ 市民窓口申立人・内容別受付件数一覧（弁護士会別） ■

		依頼者から								相手方から						その他							
		終結結果への不満	処理の仕方	処理の遅滞	対応・態度等	報酬	預かり金処理	その他	苦情の対象弁護士数	終結結果への不満	処理の仕方	処理の遅滞	対応・態度等	その他	苦情の対象弁護士数	終結結果への不満	処理の仕方	処理の遅滞	対応・態度等	報酬	預かり金処理	その他	苦情の対象弁護士数
北海道 弁連	札幌	2	22	33	34	3	0	18	95	0	23	14	41	50	116	0	2	4	26	0	0	27	43
	函館	2	2	1	6	0	0	0	8	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	旭川	0	2	0	4	1	0	0	6	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	釧路	2	6	5	6	1	0	1	13	5	0	1	5	1	7	0	0	0	2	0	0	0	2
東北弁連	仙台	3	16	13	14	5	1	2	40	1	5	2	23	2	28	0	3	1	6	0	1	5	19
	福島県	0	2	6	3	0	0	2	10	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	山形県	1	3	4	6	3	0	0	17	0	2	1	6	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩手	2	2	1	6	6	0	0	13	0	1	0	2	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田	0	2	3	1	1	0	0	7	0	0	1	5	2	8	0	0	0	0	0	0	2	2
	青森県	0	0	3	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東弁連	東京	71	299	104	103	176	36	49	665	3	89	42	246	31	362	2	39	14	35	8	3	54	131
	第一東京	7	49	27	36	26	5	4	109	1	20	9	71	3	93	0	2	1	13	2	2	4	20
	第二東京	27	117	35	78	52	4	20	243	0	49	6	117	14	168	3	19	2	37	3	2	27	85
	横浜	15	75	67	80	32	2	31	217	2	12	11	68	22	112	1	19	10	61	8	1	32	108
	埼玉	9	48	42	53	21	0	6	179	0	15	9	21	5	50	2	6	1	26	0	0	5	40
	千葉県	2	4	6	2	0	0	0	14	2	5	6	8	0	21	0	0	0	2	0	0	0	2
	茨城県	0	1	4	0	0	0	0	5	0	3	2	5	0	10	0	0	0	2	0	0	2	4
	栃木県	0	10	4	5	1	0	2	21	0	2	1	5	0	8	0	0	0	4	0	0	1	5
	群馬	1	13	11	8	1	0	0	31	0	3	1	9	0	12	0	1	0	2	0	0	1	4
	静岡県	4	14	10	24	7	1	0	53	0	4	1	11	0	16	0	1	0	2	0	0	2	5
	山梨県	2	4	5	6	4	0	2	8	1	2	0	3	0	4	0	0	0	7	1	0	2	9
	長野県	5	16	5	5	4	1	2	22	1	1	0	6	1	9	0	2	2	1	0	0	1	5
	新潟県	0	8	1	4	2	1	0	16	0	2	1	4	1	8	0	1	0	1	0	0	0	2
中部弁連	愛知県	24	154	59	105	73	17	88	486	2	17	11	40	57	128	1	1	2	3	0	0	33	40
	三重	1	6	6	5	4	0	2	22	0	3	0	5	2	8	0	1	1	3	0	0	6	11
	岐阜県	0	4	1	1	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	4
	福井	0	1	3	1	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	金沢	0	2	3	4	1	0	2	9	1	2	1	3	1	5	0	0	1	1	1	0	3	4
	富山県	0	1	1	3	0	0	0	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2
近畿弁連	大阪	190	585	205	159	246	54	38	662	18	46	34	204	1	219	17	37	6	23	6	2	28	79
	京都	1	16	33	15	17	1	7	92	0	4	6	19	11	40	0	0	0	6	0	1	6	10
	兵庫県	9	37	36	26	24	1	7	98	0	19	9	29	7	57	0	17	2	17	3	0	5	39
	奈良	1	5	6	2	1	1	2	13	0	1	0	4	4	6	0	3	0	8	0	0	6	12
	滋賀	0	4	3	12	4	0	0	16	0	1	7	0	0	6	0	1	0	5	0	0	4	10
	和歌山	2	8	2	4	0	0	0	10	0	2	0	4	2	7	0	0	1	1	0	0	1	2
中国弁連	広島	4	31	18	12	3	1	13	77	0	14	7	13	8	36	1	1	1	14	0	0	8	24
	山口県	2	6	5	1	0	0	1	11	0	2	2	6	2	12	0	1	0	5	1	0	1	7
	岡山	2	16	17	24	10	0	17	57	0	14	6	36	4	41	0	2	0	9	1	0	6	12
	鳥取県	0	1	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	島根県	0	1	1	1	0	0	0	3	0	1	1	7	0	7	0	0	0	6	0	0	2	8
四国弁連	香川県	0	4	5	2	1	0	0	7	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	徳島	1	6	4	4	0	0	0	8	0	3	0	3	0	6	0	0	0	1	0	0	0	1
	高知	0	0	2	1	2	0	0	5	0	1	1	2	0	3	0	0	0	1	1	0	0	1
	愛媛	1	1	1	3	0	0	0	5	0	2	0	5	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0
九州弁連	福岡県	11	47	40	43	44	4	10	169	0	8	12	30	3	52	0	12	1	26	4	0	1	42
	佐賀県	0	2	1	0	1	0	0	3	0	2	0	2	2	6	0	0	0	1	0	0	2	3
	長崎県	2	7	3	2	0	0	0	11	0	3	1	8	0	11	0	2	1	6	0	0	0	8
	大分県	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県	3	9	24	10	1	2	2	37	0	2	7	17	0	21	0	2	6	6	0	0	1	13
	鹿児島県	1	6	3	8	2	0	0	20	1	2	3	5	0	11	0	0	0	4	0	0	0	4
	宮崎県	2	3	1	4	1	0	0	11	0	2	0	1	5	8	1	0	0	1	0	0	1	3
	沖縄	4	12	6	7	8	7	7	33	0	2	15	13	1	20	0	2	0	6	1	0	4	10
合 計		416	1,691	880	946	790	139	336	3,684	38	394	232	1,116	249	1,775	28	177	58	381	40	12	289	836

次の表は、「弁護士会別苦情処理結果別件数一覧」である。弁護士会が苦情の申し立てに対応した7,499件のうち、対象会員に対して苦情があったことを伝えるなどの何らかの働きかけをしたものは、1,587件（21.1%）であり、話を聞く、話し合いを勧めるなど申立人への助言といった対応が大勢を占めている。

■ 苦情処理結果別件数一覧（弁護士会別） ■

年間総件数 7,499件(2005年1～12月)											
苦情処理結果		話を聞いてもらえばよい、というだけで終わった	依頼した弁護士とよく話し合うよう勧めた	苦情内容を文書にして出すよう勧めた	法律相談を受けるよう勧めた	対象会員に対して、苦情のあったことを伝えた	対象会員に説明を求めた	対象会員に助言・指導等をした	懲戒制度・紛議調停制度・報酬制度を説明した	懲戒請求・紛議調停し、または送付した	その他
北海道弁連	札幌	56	21	2	17	69	4	3	6	22	89
	函館	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1
	旭川	7	2	0	1	2	0	0	0	0	0
	釧路	2	1	0	0	7	0	2	0	7	6
東北弁連	仙台	15	15	1	1	48	3	9	12	6	20
	福島県	2	2	1	0	7	0	0	0	1	2
	山形県	5	3	0	2	9	0	1	5	3	3
	岩手	2	0	0	0	14	5	1	1	0	0
	秋田	2	6	0	2	2	1	2	1	0	2
	青森県	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1
関東弁連	東京	322	262	15	155	183	11	11	197	97	99
	第一東京	27	34	3	23	70	4	4	52	29	41
	第二東京	42	59	9	35	88	2	5	89	46	268
	横浜	44	59	3	13	74	2	11	55	55	245
	埼玉	48	49	17	21	67	18	8	28	18	16
	千葉県	2	6	0	0	18	1	1	1	0	8
	茨城県	2	0	0	1	8	3	5	0	0	6
	栃木県	4	4	0	2	13	1	3	3	0	7
	群馬	2	8	0	0	4	0	0	3	2	1
	静岡県	18	9	1	3	26	19	12	13	6	6
	山梨県	1	4	4	0	1	0	2	4	1	9
	長野県	7	11	4	3	17	2	3	5	1	8
中部弁連	新潟県	7	6	0	3	6	0	0	1	0	3
	愛知県	53	97	2	6	118	5	9	63	6	238
	三重	7	18	3	4	6	1	3	8	3	3
	岐阜県	3	0	0	1	1	2	1	1	0	2
	福井	1	1	0	0	3	0	0	0	0	2
	金沢	1	3	10	1	0	0	0	3	0	1
近畿弁連	富山県	2	0	4	0	0	0	0	1	0	1
	大阪	188	249	51	47	51	0	12	164	164	124
	京都	34	21	0	11	53	4	9	45	24	26
	兵庫県	45	46	3	24	60	11	15	48	20	39
	奈良	13	2	0	4	7	8	1	1	2	5
	滋賀	4	5	5	1	11	2	2	1	0	6
中国弁連	和歌山	1	3	0	2	5	0	0	5	2	8
	広島	14	12	0	1	37	5	0	20	0	52
	山口県	4	1	1	1	19	6	1	6	0	5
	岡山	20	36	1	9	57	6	3	6	5	26
	鳥取県	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0
四国弁連	島根県	1	0	0	1	4	1	0	0	3	8
	香川県	1	2	0	0	0	0	2	1	2	0
	徳島	3	1	0	0	5	1	4	2	1	1
	高知	3	2	0	0	3	2	0	1	0	1
九州弁連	愛媛	7	1	0	0	2	0	0	2	0	2
	福岡県	61	69	0	22	27	3	2	43	10	57
	佐賀県	3	0	0	0	9	2	3	1	0	1
	長崎県	7	4	1	4	15	9	3	9	2	5
	大分県	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	熊本県	11	3	2	3	18	0	1	13	5	25
	鹿児島県	1	4	1	0	15	0	0	11	0	33
	宮崎県	3	1	2	0	4	3	1	9	0	2
沖縄		0	1	0	0	18	0	0	17	4	63
合 計		1109	1147	149	425	1283	148	156	958	547	1577

2 紛議調停申立て

1. 弁護士会別紛議調停新受件数一覧

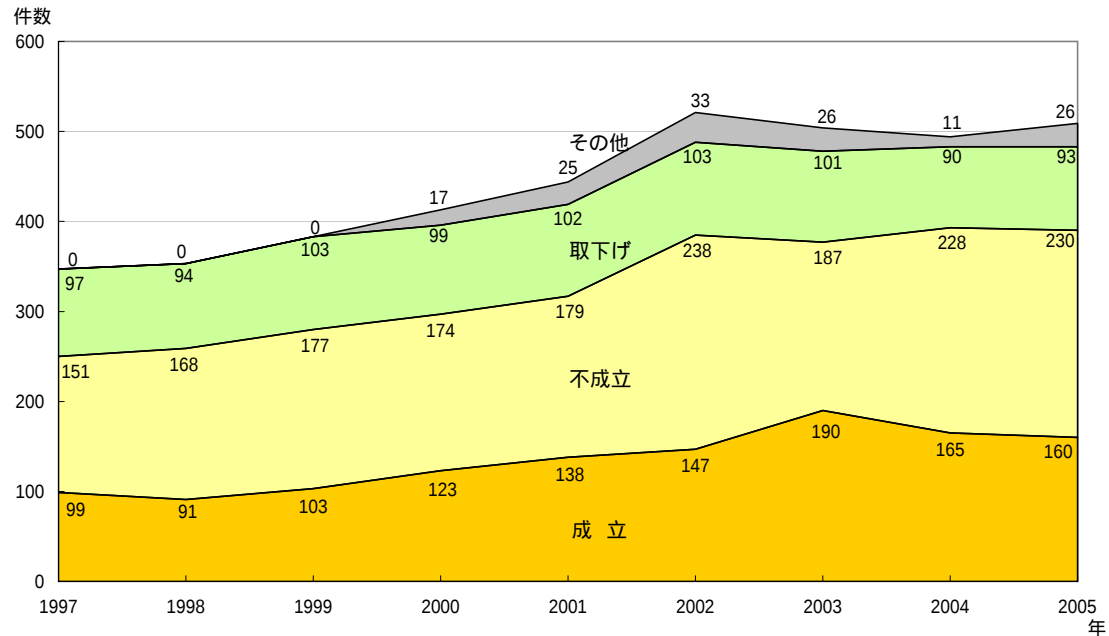
弁護士の職務に関し、依頼者との間で紛議（紛争）が生じた場合は、裁判所その他の外部の機関にその解決を求めるのとは別に、弁護士会が自主的に紛議の当事者双方の主張を聴いたうえ、実情に即した円満な解決を図るため公正妥当な調停を行うのが紛議調停制度である（弁護士法第41条）。

この表は1997年から2005年までの各弁護士会ごとの紛議調停事件の新受件数をまとめたものである。これから、近年は平均して、全国で約500件前後の新件が申し立てられていることが分かる。

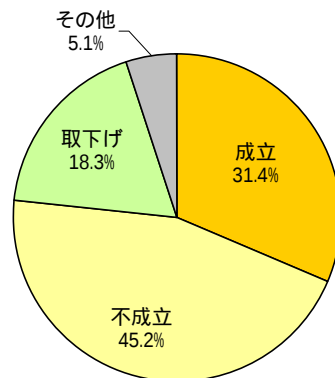
		1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
北海道	札幌	12	8	24	15	22	22	26	18	16
	函館	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	旭川	2	1	0	1	0	0	1	2	0
	釧路	1	0	1	0	0	0	0	0	0
東北	仙台	6	4	6	6	11	12	5	10	7
	福島県	0	0	1	2	2	0	1	0	0
	山形県	1	2	1	0	0	0	3	10	6
	岩手	0	3	1	4	2	2	1	1	0
	秋田	3	1	8	2	4	5	3	0	0
	青森県	0	1	0	0	0	0	1	2	2
関東	東京	72	87	82	84	90	110	118	112	110
	第一東京	29	25	31	34	41	50	45	37	31
	第二東京	36	61	53	42	49	48	52	53	55
	横浜	12	16	21	5	22	28	16	26	23
	埼玉	7	11	2	7	5	1	17	13	10
	千葉県	7	10	9	5	1	2	4	4	7
	茨城県	1	2	4	22	3	9	5	4	2
	栃木県	1	4	1	2	4	6	6	4	3
	群馬	3	2	2	3	3	7	9	4	0
	静岡県	2	1	2	5	3	3	3	6	10
	山梨県	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	長野県	0	2	4	4	8	2	1	3	5
	新潟県	0	0	0	3	0	2	1	0	3
中部	愛知県	19	16	22	20	18	18	13	17	19
	三重	0	3	0	4	3	4	3	4	4
	岐阜県	1	2	4	0	1	3	1	3	0
	福井	5	0	0	0	0	0	0	1	0
	金沢	1	0	0	1	1	3	1	4	3
	富山県	1	0	1	0	1	0	2	0	0
近畿	大阪	57	71	58	68	78	84	63	64	66
	京都	10	12	4	9	17	18	26	14	12
	兵庫県	14	6	5	12	13	18	11	6	15
	奈良	2	3	3	2	4	10	3	7	5
	滋賀	1	1	0	0	0	2	0	1	0
中国	和歌山	0	0	1	2	2	0	2	3	2
	広島	1	3	2	5	12	8	5	13	11
	山口県	1	1	0	4	3	2	0	1	1
	岡山	8	3	2	6	7	9	4	4	6
	鳥取県	0	0	0	0	0	1	2	2	2
四国	島根県	0	2	0	1	1	1	1	0	0
	香川県	3	3	1	3	1	1	4	8	7
	徳島	0	0	0	0	0	1	2	0	1
	高知	0	1	1	0	2	0	0	1	0
九州	愛媛	3	2	2	0	1	1	0	4	4
	福岡県	6	12	11	9	6	15	11	16	14
	佐賀県	0	2	0	1	1	3	1	0	1
	長崎県	3	4	8	3	2	6	0	0	1
	大分県	4	6	0	0	3	0	0	1	0
	熊本県	6	1	2	2	7	4	7	9	14
	鹿児島県	1	0	0	0	6	6	3	0	9
	宮崎県	0	0	0	0	1	2	2	2	2
	沖縄	7	8	8	10	9	4	11	12	13
合 計		350	403	388	408	470	534	496	506	505

2. 紛議調停事件(全弁護士会)処理内訳 - 1997～2005年 -

下図は、1997年から2005年までの全弁護士会における紛議調停事件の処理の内訳をまとめたものと、2005年の処理内訳を円グラフで表したものである。これによると、紛議調停事件全体の約3分の1が成立で解決していることが分かる。



2005年の処理内訳



【注】従前の処理内訳では、「和解」「不調」「取下げ」「その他」の4分類で統計を行っていたが、2005年度より、「成立」「不成立」「取下げ」「その他」の分類に変更となった。
 昨年までの「和解」に該当するのが「成立」、「不調」に該当するのが、「不成立」である。